

都城市小中学校適正配置方針



令和5年3月

都城市教育委員会

都城市小中学校適正配置方針

目 次

はじめに

I	都城市小中学校適正配置方針	1
1	都城市小中学校適正配置方針の策定経過	1
(1)	都城市立小中学校適正配置の必要性	1
(2)	都城市学校規模等適正審議委員会の答申	1
(3)	都城市小中学校適正配置方針の策定	3
II	都城市小中学校の適正規模に係る現状について	3
1	小規模校の教育環境におけるメリット・デメリット	3
(1)	小規模校の教育環境におけるメリット	3
(2)	小規模校の教育環境におけるデメリット	3
(3)	統合等により一定の学校規模になった場合のメリット	4
(4)	小中一貫校のメリット	5
2	学校の適正規模の標準	5
(1)	学校教育法施行規則に定めた学校の適正規模の標準	5
(2)	文部科学省が示した望ましい学級数	5
3	統合等推進上の課題	7
III	今後の適正配置方針	7
1	学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方	7
2	学校の適正規模及び適正配置の基準	7
3	小中一貫校の設置基準	8
	《別添資料》	
資料1-①	【文部科学省が示す学級数基準の区分】	9
資料1-②	【児童生徒数の推移（令和4年度～令和9年度）】	10
資料1-③	【児童生徒総数及び各地区の児童生徒数の推移グラフ】	16
資料2	【学校統廃合・小中一貫校設置について】	18
資料3	【都城市学校運営協議会概要】	19

はじめに

学校規模の適正化については、都城市教育振興基本計画により、5年ごとに見直しを図ることとしている。前回は、平成29年10月に都城市学校規模等適正化審議委員会(学識経験者や各種団体の代表で構成)による答申を受け、翌年3月に都城市小中学校適正配置方針を策定し、今後の学校適正規模及び適正配置の基本的な考え方や基準を定めた。

審議委員会からの答申は、「学校統廃合協議は、地元発意を不可欠」とする今後の重要な方向性を示す提言である。また、文部科学省が示す公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引は、平成27年1月に通知されて以降、変更は示されていない。

今回もこの答申に添い、対象学校の適正配置の推進のため、令和3年10月1日、教育委員会内に「都城市学校規模等適正配置庁内検討会」(以下、「庁内検討会」)を設置し、7名の委員により準備を進めてきた。

その後、令和4年8月18日に、「都城市小中学校適正配置方針策定検討会」(以下、「検討会」)を設置し、11名の委員により対象校の適正配置方針について、3回の検討会を開催し、審議を行ってきた。

その結果を以下のようにまとめ、「都城市小中学校適正配置方針」として報告する。

I 都城市小中学校適正配置方針

1 都城市小中学校適正配置方針の策定経緯

(1) 都城市小中学校適正配置の必要性

都城市には、令和3年度現在、平成27年度に文部科学省が示した公立小中学校の望ましい学級数を下回る学校は56校中38校(小学校26校、中学校12校)あり、2027年度(令和9年度)には、小学校が1校、中学校が1校増えて、全体で40校となると予測されている。今後、学校の小規模化はますます進行していくことが予想される。(資料1)

小規模学校においては、児童生徒数が少ないため、児童生徒一人一人に関わることが可能であり、学習状況や個性を的確に把握した丁寧な指導は行えるが、一方、社会性や集団生活の向上を図る上で、他の児童生徒の意見や考えを聞く機会、人間関係づくりの場の不足等の課題も生じ、児童生徒が切磋琢磨しながら、競争や集団の力によって伸びていくという点においては十分配慮する必要がある。また、教員数が少ないことから、登下校時や緊急時の安全指導、安全確保の体制づくりに際して支障が生じたり、特に中学校においては、本来必要な全ての教科の教員がそろわず、専門的な指導ができなかったりなどの支障が生じている。加えて、児童生徒の主体性を育てるクラブ活動、部活動、委員会活動の数や活動内容に制約が生じる問題等が起こっている。

(2) 都城市学校規模等適正審議委員会の答申

都城市教育委員会は、都城市立小中学校の適正規模及び適正配置等を検討するため、平成29年6月に市民16名で構成する「都城市学校規模等適正審議委員会」を設置し、

○ 都城市立小中学校の適正規模に関すること

- 都城市立小中学校の適正配置に関すること
 について諮問を行い、平成29年10月、今後の適正配置等について答申を受けた。
 この答申では、都城市立小中学校の適正規模について、
- 対象学校の児童生徒数及び学級数等の現状と今後の予測
- 小規模校化が教育に及ぼす影響
- 学校の適正規模の標準
 以上の視点と、適正配置について
- 児童生徒数の一層の減少傾向
- 適正規模学校に向けた教育環境の整備を踏まえた上で、まず、児童生徒の立場に
 立ったよりよい教育環境づくり
 の視点で次のような貴重な提言がなされた。

- ① 児童生徒の立場を念頭に置き、常日頃から、学校開放などを用い、学校での取り組みと与えられた環境での児童生徒の実態を地域住民が知るための機会を設けるよう努めること。
- ② 地域住民の発意により、学校存続に関する具体的な検討・協議を行うにあたって、学校規模・適正配置に関する情報を提示し、その意向を十分に踏まえた上で協議すること。
- ③ 学校統合後の跡地利用等について、地域住民の意見を参考にして十分な検討を行うこと。
- ④ 学校統合を検討するにあたって、登下校の交通手段については児童生徒に過度な負担がかからないよう十分配慮すること。

また、答申の「おわりに」においても、次のような配慮事項が述べられている。

都城市は、すべての学校で学校運営協議会が設置され、コミュニティ・スクールが導入された。これは、学校と地域・保護者が力を合わせて学校運営に取り組んでいくことや、地域の特色を生かした学校づくりを進めていくところに特徴がある。

この学校運営協議会を核として、「地域とともにある学校」「学校とともにある地域づくり」を推進し、学校の適正規模・適正配置についても継続的に審議していただき学校運営にあたってもらいたい。

また、児童生徒の立場に立てば、特に教育環境の整備、中でも、中学校における専門の教職員配置は可能な限りの是正が必要である。

ただしその上で、学校統合等の検討を進めるにあたり、改めてその時期の教育の動向、へき地校の現状、児童生徒・保護者・地域関係者及び地域住民等の意見を十分汲み取った上で進めるよう進言する。

以上、この答申が示した配慮事項に十分留意し、策定について考慮していくこととする。

(3) 都城市小中学校適正配置方針の策定

都城市教育委員会では、都城市学校規模等適正審議委員会の答申を踏まえ、児童生徒へのよりよい教育環境の提供を目的として適正配置を行うために、「都城市小中学校適正配置方針」（以下、「基本方針」という。）を策定する。

なお、児童生徒数の急激な増加や国や県の施策の大幅な変更及び社会情勢等の変更により、基本方針の変更が必要になった場合には、随時見直しを図ることとする。

II 都城市小中学校の適正規模に係る現状について

1 小規模校の教育環境におけるメリット・デメリット

(1) 小規模校の教育環境におけるメリット

① 児童生徒理解をより深めることができる。

日常的に教師と児童生徒が接する時間が多いため人間関係が濃密となり、一人一人に目を向けることができ、児童生徒理解をより深めることができる。

② 児童生徒の特性に応じたきめ細かな指導が可能である。

少人数による単式学級においては、一人一人の児童生徒の特性や能力に応じた、きめ細かな指導を展開することができる。

③ 家庭や地域と深いつながりができる。

教師は、児童生徒だけでなく、家庭（保護者）や地域の状況を広く把握（理解）しやすくなり、学校経営や運営について理解や協力が得やすいなど深いつながりをもつことができる。

④ 児童生徒の自立心や自己存在感を育むことができる。

複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学びあう活動を充実させることができ、学校における様々な活動においては、一人一人がリーダーを務める機会活動の場が多く、児童生徒の自立心や自己存在感を育むことができる。

(2) 小規模校の教育環境におけるデメリット

① 専科指導が困難である。

中学校においては、教科担任制による指導を行っており、教職員の配置数は学級数を基に、国の基準によって決められている。

従って、小規模校の場合、全教科に専門教員が配置できず、教員が免許外の教科を指導する状況が生じる。

② 複式指導が生じる。

複式指導においては、異なる学年の学習内容を同時に指導するため、教師は児童生徒に授業時間の半分しか直接指導に関わるできない。

なお、児童生徒の学年構成によっては、変則複式学級（2・4年、3・6年など）が生じる可能性もあり、発達の段階の異なる児童生徒が同一学級に在籍することに

なる。

③ 他の児童生徒の考えや意見を聞く機会が少ない。

1学級の児童生徒が少ないため、児童生徒から多様な考えや意見を聞く機会が少なく、他の児童生徒との意見交換や考えの練り合い等が不足しがちになる。また、学習をしていく上で、自他の思考の深まりやコミュニケーション能力が不足し、よい意味での競争意識等を高めることが難しい。

④ 集団性が必要な活動に支障が出る。

集団によって学ぶ、集団によって組織されるような活動に支障が出る。特に、児童会活動や生徒会活動の活性化が阻まれ、音楽の時間における合唱や合奏、体育の時間における集団スポーツ（サッカー、バレーボール等）の実施が難しい。また、中学校においては、少人数のため、部活動の種目が限られる。

⑤ 養護教諭や事務職員の配置が困難である。

養護教諭及び事務職員は、学級数等により配置され、小規模校においては兼務配置の場合がある。

(3) 統合等により一定の学校規模になった場合のメリット

① 専門的な立場からの教科指導ができ、複式指導が解消される。

学級数の増加による教職員の増員が期待でき、中学校の場合は、各教科の専門の教員による指導が受けられる。また複式指導が解消される。

② 多様な考えに触れることができ、社会性が育成される。

学習面においては、グループ学習等の学習形態の工夫ができたり、話し合い活動が展開できたりするなど、児童生徒の学習活動がより充実する。

また、児童生徒は、多様な価値観に触れ、人間関係の醸成が図られるとともに、コミュニケーション能力が育成される。さらに、児童生徒相互の切磋琢磨が可能となり、よい意味での競争意識が芽生え、社会性が身に付く。

③ 部活動の選択肢が広がる。

集団の規模が拡大することにより、部活動における集団活動が可能となる。よって児童生徒の特性や可能性に即した部活動が可能となる。

このように小規模校の教育環境は、児童生徒の学習面・生活面並びに学校の運営面等においてメリット、デメリットがあり、これを一概に論ずることは難しいと思われる。

しかし、前述したように、小規模校ほど、児童生徒にとって多様な考え方に触れる場や活気ある学習の場等の制約、限られた人数の中での人間関係の固定化による弊害等が起きる可能性がある。

また、教科担任制である中学校においては、全ての教科の専門教員が揃わないなど他の学校に比較して不利益が発生する

なお、検討会における審議の中で、小中一貫校の設置についても多くの意見が出された。以下、小中一貫校のメリットをまとめておく。

(4) 小中一貫校のメリット

① 中1ギャップの解消が図られる。

中学校就学前から中学校教員が小学生の指導にかかわることにより、小学生の実態を把握するとともに、中学校就学後も小学校教員が中学生の指導に関り続けることにより、学習指導に対する不適応による学力の二極化及び不登校等の生徒指導上の諸問題の増加などの「中1ギャップ」と呼ばれる小中の段差の解消が図られる。

② 集団性が確保される。

小学校のみ、又は中学校のみでは集団性が確保できない状況であっても、小中一貫校によって小学生と中学生の生活の場を一つにすることにより、日常生活における異年齢による集団活動などが可能となり集団性が確保される。

③ 教諭の増員が可能となる場合がある。

小中一貫校の設置によって、1名減となる校長の定数枠を教諭に代えることで小中兼務教員の配置を行うことが可能となり、きめ細かな指導ができる場合がある。

④ P T A組織の精選が図られる。

小学校、中学校別組織のP T Aを一体化することにより、組織の精選が図られ保護者の負担軽減につながる。

2 学校の適正規模の標準

(1) 学校の適正規模の標準については、法的な見解は次のとおりである。

○小学校（学校教育法施行規則第41条）

小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

○中学校（学校教育法施行規則第79条）

第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に、これを準用する。

(2) 文部科学省が示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に記されたⅡ 都城市小中学校の適正規模に係る現状については次のとおりである。

【望ましい学級数の目安】

	下回る	標準	上回る	大規模	過大規模
小学校	～11	12～18	19～24	25～30	31～
中学校	～8	9～18			

○小学校

複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となる。

また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を越えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置したりするためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられる。

○中学校

全学年でクラス替えを可能としたり、学級を越えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置したりするためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となる。

また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには9学級以上が望ましいものと考えられる。

【大規模校及び過大規模校について】

一部の地域においては、新たな交通網の整備等によって、児童生徒数が増加する傾向が見られるが、一般に大規模校には次のような課題が生じる場合がある。

① 一人一人が活躍する場や機会が縮小

学校行事等において、係や役割分担のない児童生徒が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある。

② 異学年交流の機会が減少

集団生活においても同学年との結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある。

③ 児童生徒間の人間関係が希薄化

同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。

④ 問題行動が発生しやすい

教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある。

⑤ 教育活動への支障

児童生徒1人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある。

⑥ 授業の割当調整が困難

特別教室や体育館、プール等の利用に当たって、授業の割当てや調整が難しくなる場合がある。

⑦ 学校運営全般への支障

学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある。

これらの課題を解消するためには、学校の分離新設や通学区域の見直し、学校施設の増築、あるいは教職員数を増やすなどの対応が必要となるため、新たな都市整備や住宅開発等の情報については、的確な分析を行うこととする。

3 統合等推進上の課題

統合等を推進する上での予想される課題としては、次の内容が考えられ、十分な協議が必要と思われる。

- (1) 地域住民の統合への理解（統合による地域衰退への懸念等）
- (2) 児童生徒の輸送手段の確保
- (3) 統合後の学校施設、跡地利用

III 今後の適正配置方針

これまでに述べてきたように、児童生徒数の推移、小規模校化のメリット・デメリット、統合によるメリット、小中一貫校のメリット等を総合的に鑑み、検討会では、次のように適正規模及び適正配置について方針をまとめた。

1 学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方

学校での取組と与えられた環境での児童生徒の実態を知るための機会として、地域住民に対し、学校開放などを実施する。地域住民が児童生徒の実態を把握した上で、統廃合及び小中一貫校設置の発意があった際に検討を開始する。統廃合及び小中一貫校設置の検討を行う際には、全小中学校に設置され、保護者・地域の代表等で構成されている*「学校運営協議会」の機能を活用する。(資料2)

【参考】

*学校運営協議会とは(資料3)

学校は、自らの教育方針や学校経営方針を明確にし、積極的に情報を発信して、保護者や地域住民等の理解を深めることが必要である。そして、学校教育に対する児童生徒、保護者、地域住民等の要望を常に把握し、学校運営や教育内容に反映するよう、継続的に改善を積み重ねなければならない。学校運営協議会は、学校及び校長への支援体制を強化するため、学校運営に関して保護者や地域住民等の参画を求め、協議を行う場として設置するものである。

2 学校の適正規模及び適正配置の基準

小中学校に単独存続の基準を設けた場合、学級数は基準を満たしているが、1学級の児童生徒数が少ない学校の地域住民から統合の発意があった際に、統合に向け検討ができない。よって、単独存続の基準は設けない。また、地域住民が小中一貫校の設置を望む場合は、学校の規模に関係なく検討を開始する。ただし、小中一貫校設置のための新たな校舎等の建設は実施しないため、次のように小中一貫校の設置基準を設ける。

3 小中一貫校の設置基準

- 小学校と中学校が併設されているか又はごく近隣に設置されていること
- 原則既存の施設をそのまま活用することとする

《別添資料》

資料 1—①【文部科学省が示す学級数基準の区分】

資料 1—②【児童生徒数の推移（令和 4 年度～令和 9 年度）】

資料 1—③【児童生徒総数及び各地区の児童生徒数の推移グラフ】

資料 2 【学校統廃合・小中一貫校設置について】

資料 3 【都城市学校運営協議会概要】

文部科学省が示す学級数基準の区分

※学級数に特別支援学級は含まず

		基準		該当する学校
令和4年度	小学校	下回る	1～5学級 複式学級が存続する規模	【11校】 西岳、吉之元、夏尾、麓、富吉、有水、江平、高崎麓、縄瀬、笛水、白雲
			6学級 クラス替えができない規模	【10校】 今町、丸野、庄内、菓子野、乙房、梅北、石山、山田、中霧島、木之川内
			7～11学級 全学年ではクラス替えできない規模	【5校】 明道、志和池、川東、山之口、高崎
		標準	12～18学級	【6校】 南、大王、東、安久、明和、高城
		上回る	19～24学級	【2校】 上長飯、五十市
		大規模	25～30学級	【3校】 西、沖水、祝吉
		過大規模	31学級以上	【0校】
	中学校	下回る	1～2学級 複式学級が存続する規模	【3校】 夏尾、笛水、白雲
			3～5学級 全学年ではクラス替えできない規模	【2校】 有水、西岳
			6～8学級 全学年ではクラス替えはできる（6学級以上）が、全ての授業で教科担任による学習指導ができない規模	【8校】 小松原、志和池、庄内、中郷、山之口、高城、山田、高崎
		標準	9～18学級	【6校】 姫城、妻ヶ丘、五十市、祝吉、沖水、西
		上回る	19～24学級	【0校】
		大規模	25～30学級	【0校】
		過大規模	31学級以上	【0校】
令和9年度予測	小学校	下回る	1～5学級 複式学級が存続する規模	【13校】 西岳、吉之元、夏尾、麓、富吉、有水、石山、木之川内、高崎麓、江平、縄瀬、笛水、白雲
			6学級 クラス替えができない規模	【8校】 今町、丸野、庄内、菓子野、梅北、山之口、山田、高崎
			7～11学級 全学年ではクラス替えできない規模	【6校】 明道、志和池、乙房、安久、川東、中霧島
		標準	12～18学級	【5校】 南、大王、東、明和、高城
		上回る	19～24学級	【3校】 上長飯、五十市、西
		大規模	25～30学級	【2校】 沖水、祝吉
		過大規模	31学級以上	【0校】
	中学校	下回る	1～2学級 複式学級が存続する規模	【5校】 西岳、夏尾、有水、笛水、白雲
			3～5学級 全学年ではクラス替えできない規模	【1校】 山之口
			6～8学級 全学年ではクラス替えはできる（6学級以上）が、全ての授業で教科担任による学習指導ができない規模	【7校】 姫城、志和池、庄内、中郷、高城、山田、高崎
		標準	9～18学級	【6校】 小松原、妻ヶ丘、五十市、祝吉、沖水、西
		上回る	19～24学級	【0校】
		大規模	25～30学級	【0校】
		過大規模	31学級以上	【0校】

児童生徒数の推移

令和4年度(R4年5月1日現在)

小学校名	児童数及び学級数見込							計	中学校名	生徒数及び学級数見込				計
	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	特別支援			1学年	2学年	3学年	特別支援	
明道小学校	1	1	1	1	1	2	3	10	姫城中学校	3	3	3	3	12
	20	29	23	26	35	46	21	200		94	95	101	15	305
南小学校	3	3	2	2	2	2	3	17	小松原中学校	3	2	2	2	9
	73	72	67	57	66	79	18	432		76	76	73	5	230
大王小学校	3	3	3	3	3	2	4	21	妻ヶ丘中学校	6	6	6	4	22
	71	82	85	85	91	77	23	514		195	212	212	22	641
東小学校	3	3	3	3	2	2	4	20	五十市中学校	5	5	4	2	16
	74	83	86	88	74	80	27	512		154	163	145	6	468
上長飯小学校	4	4	3	3	3	3	4	24	祝吉中学校	6	5	5	2	18
	106	102	104	90	113	109	25	649		181	183	176	12	552
五十市小学校	4	4	4	4	3	4	4	27	沖水中学校	4	4	4	3	15
	113	114	107	116	101	126	25	702		124	121	122	14	381
西小学校	5	4	4	4	4	4	4	29	志和池中学校	2	2	2	2	8
	127	118	130	133	146	149	26	829		56	66	58	9	189
今町小学校	1	1	1	1	1	1	2	8	庄内中学校	2	2	2	2	8
	24	24	24	22	22	23	7	146		70	77	69	6	222
沖水小学校	5	6	5	4	4	4	6	34	西岳中学校	1	1	1	1	3
	138	153	142	137	127	144	41	882		5	4	7		16
祝吉小学校	5	5	5	4	4	4	5	32	夏尾中学校		1	1		2
	147	126	144	128	149	147	29	870		2	5	4		11
志和池小学校	2	2	2	2	2	1	3	14	中郷中学校	2	2	2	2	8
	47	46	48	41	53	30	12	277		69	67	73	9	218
丸野小学校	1	1	1	1	1	1	2	8	西中学校	6	5	6	3	20
	25	19	16	24	26	19	5	134		186	170	207	13	576
庄内小学校	1	1	1	1	1	1	2	8	山之口中学校	2	2	2	2	8
	20	22	20	27	19	26	6	140		47	52	55	10	164
菓子野小学校	1	1	1	1	1	1	2	8	高城中学校	3	2	2	2	9
	13	16	13	12	16	17	2	89		81	74	66	7	228
乙房小学校	1	1	1	1	1	1	2	8	有水中学校	1	1	1	1	4
	18	27	34	39	31	36	3	188		11	8	16	1	36
西岳小学校		1		1		1	0	3	山田中学校	2	2	2	2	8
	1	2	1	3	6	5		18		50	63	56	6	175
吉之元小学校		1		1		1		3	高崎中学校	2	2	2	2	8
	1	3		3	2	4		13		61	59	58	5	183
夏尾小学校		1		1		1		3	笛水中学校			1		1
	3	5	1	8	1	4		22			3	4		7
御池小学校	休校								白雲中学校					0
														0
梅北小学校	1	1	1	1	1	1	2	8	中学校計	50	47	48	34	179
	30	23	20	20	27	22	10	152		1,462	1,498	1,502	140	4,602
安久小学校	2	2	2	2	2	2	3	15	小中学校児童生徒数の計				13,850	
	48	37	51	47	46	45	13	287						
川東小学校	2	1	1	2	2	1	3	12						
	42	28	32	41	53	38	17	251						
明和小学校	3	3	3	2	2	2	4	19						
	62	82	82	73	76	79	22	476						
山之口小学校	1	1	2	1	1	1	3	10						
	26	27	40	25	37	40	16	211						
麓小学校	1	1		1		1	1	5						
	3	7	5	5	5	7	1	33						
富吉小学校	1		1		1	1	2	6						
	4	7	5	5	10	9	4	44						
高城小学校	3	2	3	2	2	2	2	16						
	67	49	75	58	59	57	8	373						
有水小学校		1		1	1	1	2	6						
	3	4	13	3	13	7	4	47						
石山小学校	1	1	1	1	1	1	1	7						
	13	13	10	17	16	19	1	89						
山田小学校	1	1	1	1	1	1	2	8						
	11	20	11	17	17	21	2	99						
中霧島小学校	1	1	1	1	1	1	2	8						
	32	20	32	26	22	25	5	162						
木之川内小学校	1	1	1	1	1	1	2	8						
	8	7	8	11	9	12	3	58						
高崎小学校	1	1	2	1	2	1	3	11						
	32	35	39	33	43	37	14	233						
高崎麓小学校		1		1		1	1	4						
		5	5	3	2	3	1	19						
江平小学校	1	1		1		1	1	5						
	7	6	10	3	7	8	1	42						
縄瀬小学校	1		1	1		1	1	5						
	9	4	12	6	6	7	2	46						
笛水小学校		1				1		2						
	1	2		3		2		8						
白雲小学校						1		1						
						1		1						
小学校計	61	63	57	58	51	58	85	433						
	1,419	1,419	1,495	1,435	1,526	1,560	394	9,248						

令和5年度

小学校名	児童数及び学級数見込							計	中学校名	生徒数及び学級数見込				計
	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	特別支援			1学年	2学年	3学年	特別支援	
明道小学校	1	1	1	1	1	1	3	9	姫城中学校	4	3	3	3	13
南小学校	23	24	28	23	28	37	21	184	小松原中学校	115	86	91	15	307
大王小学校	3	3	3	3	2	2	3	19	妻ヶ丘中学校	3	2	2	2	9
東小学校	61	75	71	72	59	67	18	423	五十市中学校	74	76	77	5	232
上長飯小学校	4	3	3	3	3	3	4	23	祝吉中学校	6	5	6	4	21
五十市小学校	91	72	85	85	83	91	23	530	沖水中学校	177	196	215	22	610
西小学校	3	3	3	3	3	2	4	21	志和池中学校	5	4	5	2	16
今町小学校	66	81	85	80	89	74	27	502	庄内中学校	175	158	167	6	506
沖水小学校	3	4	3	4	3	3	4	24	西岳中学校	5	5	5	2	17
祝吉小学校	90	107	104	110	91	114	25	641	夏尾中学校	169	174	181	12	536
志和池小学校	4	4	4	4	3	3	4	26	中郷中学校	4	4	3	3	14
丸野小学校	114	115	113	106	112	106	25	691	山之中学校	135	123	120	14	392
庄内小学校	4	5	4	4	4	4	4	29	高崎中学校	2	2	2	2	8
菓子野小学校	102	125	121	125	128	144	26	771	高城中学校	50	58	68	9	185
乙房小学校	1	1	1	1	1	1	2	8	有水中学校	3	2	2	2	9
西岳小学校	20	21	24	22	20	21	7	135	山田中学校	78	68	77	6	229
吉之元小学校	5	5	5	5	4	4	6	34	高崎小学校	1	1	1	0	3
夏尾小学校	138	142	152	142	138	121	41	874	高崎小学校	8	5	5	0	18
御池小学校	4	5	4	4	4	4	5	30	高崎小学校	1	1	1	0	2
梅北小学校	120	144	122	136	121	146	29	818	高崎小学校	5	1	3	0	9
安久小学校	2	2	2	2	2	2	3	15	高崎小学校	2	2	2	2	8
川東小学校	41	41	48	48	43	57	12	290	高崎小学校	63	67	66	9	205
明和小学校	1	1	1	1	1	1	2	8	高崎小学校	6	5	5	3	19
山之口小学校	12	26	19	17	24	25	5	128	高崎小学校	196	192	169	13	570
麓小学校	1	1	1	1	1	1	2	8	高崎小学校	2	2	2	2	8
富士小学校	20	20	23	21	27	20	6	137	高崎小学校	49	46	49	10	154
高城小学校	1	1	1	1	1	1	2	8	高崎小学校	3	2	2	2	9
有水小学校	16	12	15	14	13	16	2	88	高崎小学校	75	77	75	7	234
石山小学校	2	1	1	2	1	1	2	10	高崎小学校	1	1	1	1	4
山田小学校	41	18	26	36	40	31	3	195	高崎小学校	6	11	9	1	27
中霧島小学校	4	1	1	1	1	1	0	3	高崎小学校	2	2	2	2	8
木之内小学校	4	1	2	1	3	6	0	17	高崎小学校	60	50	63	6	179
高崎小学校	1	1	1	1	1	1	0	3	高崎小学校	2	2	2	2	8
高崎小学校	1	1	3	0	3	2	0	10	高崎小学校	53	62	58	5	178
高崎小学校	3	1	5	1	8	1	0	19	高崎小学校	2	0	2	0	4
高崎小学校	休校								高崎小学校					0
高崎小学校	1	1	1	1	1	1	2	8	高崎小学校					0
高崎小学校	19	27	23	21	17	24	10	141	高崎小学校	52	44	47	34	177
高崎小学校	2	2	2	2	2	2	3	15	中学校計	1,490	1,450	1,495	140	4,575
高崎小学校	34	48	40	47	46	44	13	272	小中学校児童生徒数の計					13,622
高崎小学校	2	2	1	1	2	2	3	13						
高崎小学校	41	45	26	35	43	49	17	256						
高崎小学校	3	3	3	3	2	3	4	21						
高崎小学校	72	67	91	94	80	85	22	511						
高崎小学校	2	1	1	2	1	1	3	11						
高崎小学校	36	27	25	36	23	33	16	196						
高崎小学校	4	2	7	6	6	5	1	31						
高崎小学校	1	1	1	1	1	1	2	6						
高崎小学校	9	5	7	5	5	10	4	45						
高崎小学校	3	3	2	3	2	2	2	17						
高崎小学校	66	67	54	76	54	59	8	384						
高崎小学校	1	1	1	1	1	1	2	6						
高崎小学校	5	5	4	12	2	11	4	43						
高崎小学校	1	1	1	1	1	1	1	7						
高崎小学校	18	9	10	10	17	15	1	80						
高崎小学校	1	1	1	1	1	1	2	8						
高崎小学校	16	11	19	11	17	18	2	94						
高崎小学校	1	2	1	1	1	1	2	9						
高崎小学校	17	33	21	33	27	25	5	161						
高崎小学校	1	1	1	1	1	1	2	7						
高崎小学校	8	8	7	7	10	10	3	53						
高崎小学校	1	2	1	2	1	2	3	12						
高崎小学校	27	31	35	37	33	45	14	222						
高崎小学校	1	1	1	1	1	1	1	4						
高崎小学校	7	0	5	3	2	1	1	19						
高崎小学校	1	1	1	1	1	1	1	5						
高崎小学校	7	7	5	10	3	7	1	40						
高崎小学校	1	1	1	1	1	1	1	5						
高崎小学校	4	8	3	12	6	5	2	40						
高崎小学校	1	1	1	1	0	0	0	2						
高崎小学校	1	0	2	0	3	0	0	6						
高崎小学校								0						
高崎小学校								0						
小学校計	62	63	56	65	51	59	85	441						
	1,354	1,426	1,430	1,494	1,424	1,525	394	9,047						

令和6年度

小学校名	児童数及び学級数見込								計	中学校名	生徒数及び学級数見込				計
	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	特別支援	1学年			2学年	3学年	特別支援		
明道小学校	1	1	1	1	1	1	3	9	姫城中学校	3	3	3	3	12	
南小学校	30	23	23	28	25	29	21	179	小松原中学校	96	114	84	15	309	
大王小学校	3	2	3	3	3	2	3	19	妻ヶ丘中学校	89	74	75	5	243	
東小学校	73	59	77	72	72	60	18	431	五十市中学校	5	5	5	4	19	
上長飯小学校	3	3	3	3	3	3	4	22	祝吉中学校	167	178	195	22	562	
五十市小学校	73	89	73	82	87	84	23	511	沖水中学校	5	5	4	2	16	
西小学校	3	3	3	3	3	3	4	22	志和池中学校	153	176	156	6	491	
今町小学校	78	66	79	86	77	93	27	506	庄内中学校	6	5	5	2	18	
沖水小学校	3	3	4	3	4	3	4	24	西岳中学校	180	169	173	12	534	
祝吉小学校	89	88	107	105	108	93	25	615	夏尾中学校	4	4	4	3	15	
志和池小学校	4	4	4	4	4	3	4	27	中郷中学校	114	137	122	14	387	
丸野小学校	119	115	113	111	108	113	25	704	山之中中学校	3	2	2	2	9	
庄内小学校	5	4	4	4	4	4	4	29	高城中学校	82	50	58	9	199	
菓子野小学校	126	103	124	119	124	127	26	749	有水中学校	2	2	2	2	8	
乙房小学校	1	1	1	1	1	1	2	8	山田中学校	65	78	67	6	216	
西岳小学校	13	20	21	24	20	21	7	126	高崎中学校	1	1	1	0	3	
吉之元小学校	6	5	4	5	5	4	6	35	高崎中学校	7	8	5	0	20	
夏尾小学校	151	138	139	154	141	135	41	899	高崎中学校	1	1	1	0	2	
御池小学校	5	4	5	4	4	4	5	31	高崎中学校	2	2	2	2	8	
梅北小学校	129	120	141	119	132	124	29	794	高崎中学校	69	61	68	9	207	
安久小学校	2	2	2	2	2	2	3	15	高崎中学校	6	5	5	3	19	
川東小学校	45	40	43	48	50	45	12	283	高崎中学校	193	196	191	13	593	
明和小学校	1	1	1	1	1	1	2	8	高崎中学校	2	2	2	2	8	
山之中小学校	20	12	27	19	17	23	5	123	高崎中学校	45	48	45	10	148	
麓小学校	1	1	1	1	1	1	2	8	高崎中学校	3	2	2	2	9	
富吉小学校	17	19	22	23	21	28	6	136	高崎中学校	73	75	77	7	232	
高城小学校	1	1	1	1	1	1	2	8	高崎中学校	1	1	1	1	4	
有水中小学校	9	16	12	16	14	13	2	82	高崎中学校	11	6	12	1	30	
石山小学校	2	2	1	1	2	1	2	11	高崎中学校	2	2	2	2	8	
山田小学校	31	39	18	27	36	40	3	194	高崎中学校	51	58	50	6	165	
中霧島小学校	2	1	1	1	1	1	0	3	高崎中学校	2	2	2	2	8	
木之川内小学校	0	1	1	3	0	3	0	8	高崎中学校	55	53	62	5	175	
高崎小学校	1	1	1	1	1	1	0	3	高崎中学校	1	1	1	0	1	
高崎麓小学校	1	3	1	5	1	8	0	19	高崎中学校	0	2	0	0	2	
江平小学校	休校								高崎中学校					0	
縄瀬小学校	1	1	1	1	1	1	2	8	高崎中学校	50	47	45	34	176	
笛水小学校	1	1	1	1	1	1	2	8	中学校計	1,451	1,488	1,441	140	4,520	
白雲小学校	24	20	27	23	19	16	10	139							
小学校計	58	63	56	60	57	60	85	439							
	1,335	1,351	1,422	1,428	1,483	1,439	394	8,852							

小中学校児童生徒数の計

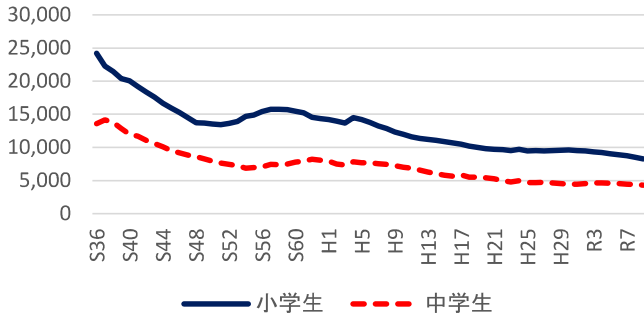
13,372

令和9年度

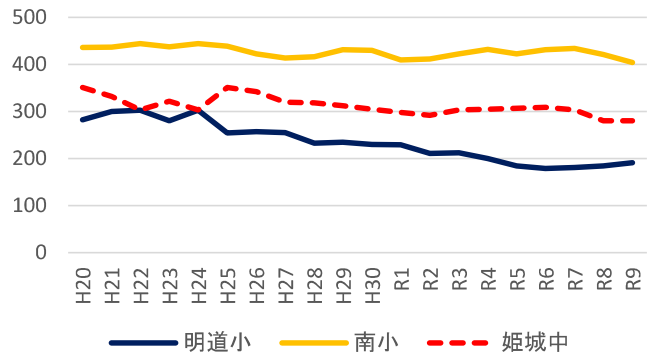
小学校名	児童数及び学級数見込								計	中学校名	生徒数及び学級数見込				計
	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	特別支援	1学年			2学年	3学年	特別支援		
明道小学校	2	1	1	1	1	1	3	10	姫城中学校	3	3	2	3	11	
南小学校	36	27	28	29	24	26	21	191	小松原中学校	96	90	79	15	280	
大王小学校	2	2	2	3	2	3	3	17	妻ヶ丘中学校	83	86	81	5	255	
東小学校	3	3	3	2	3	3	4	21	五十市中学校	5	5	5	4	19	
上長飯小学校	90	77	80	69	88	73	23	500	祝吉中学校	170	170	165	22	527	
五十市小学校	3	3	3	3	2	3	4	21	沖水中学校	5	5	4	2	16	
西小学校	79	79	78	77	63	80	27	483	志和池中学校	169	164	159	6	498	
今町小学校	3	4	3	3	3	4	4	24	庄内中学校	4	4	4	2	14	
沖水小学校	83	99	79	88	87	108	25	569	西岳中学校	134	155	152	12	453	
祝吉小学校	4	4	4	4	4	4	4	28	夏尾中学校	5	4	4	3	16	
志和池小学校	94	117	107	116	113	114	25	686	中郷中学校	141	132	128	14	415	
丸野小学校	3	4	4	4	3	4	4	26	高城中学校	2	2	2	2	8	
庄内小学校	81	107	111	124	99	120	26	668	山田中学校	70	68	68	9	215	
菓子野小学校	1	1	1	1	1	1	2	8	高崎中学校	2	2	2	2	8	
乙房小学校	14	18	13	13	18	20	7	103	有水中学校	65	70	77	6	218	
西岳小学校	6	6	4	5	4	4	6	35	白雲中学校	4	1	1	0	2	
吉之元小学校	166	164	125	150	136	137	41	919	中学校計	4	1	5	0	10	
夏尾小学校	5	4	4	4	4	4	5	30	小中学校児童生徒数の計	1,367	1,424	1,357	140	4,288	
御池小学校	135	118	136	124	113	138	29	793							
山田小学校	1	2	2	2	2	2	3	14							
高城中学校	27	34	39	46	44	47	12	249							
高崎中学校	1	1	1	1	1	1	2	8							
有水中学校	15	18	17	20	12	26	5	113							
山田中学校	1	1	1	1	1	1	2	8							
白雲中学校	10	18	19	18	21	23	6	115							
小中学校計	1	1	1	1	1	1	2	8							
	12	8	16	10	17	13	2	78							
	1	1	1	1	2	1	2	9							
	28	25	32	30	41	19	3	178							
	2	3	3	2	4	1	0	15							
	0	2	0	0	1	1	0	4							
	1	1	2	1	3	1	0	9							
	休校														
	1	1	1	1	1	1	2	8							
	19	16	26	25	19	24	10	139							
	2	2	1	1	1	2	3	12							
	41	31	35	30	34	45	13	229							
	1	2	1	1	2	2	3	12							
	24	38	33	35	42	42	17	231							
	3	2	2	3	3	3	4	20							
	66	56	63	83	85	82	22	457							
	1	1	1	1	1	1	3	9							
	24	22	29	25	32	21	16	169							
	1	1	1	1	1	1	1	5							
	5	5	4	4	4	2	1	25							
	1	1	1	1	1	1	2	6							
	6	6	5	5	8	5	4	39							
	2	2	2	2	2	2	2	14							
	40	37	63	50	67	66	8	331							
	2	1	1	1	1	1	2	5							
	1	6	5	2	5	5	4	29							
	1	1	1	1	1	1	1	6							
	7	5	6	8	12	8	1	47							
	1	1	1	1	1	1	2	8							
	9	15	11	14	16	12	2	79							
	1	1	1	1	1	2	2	9							
	18	17	20	19	19	38	5	136							
	1	1	1	1	1	1	2	6							
	10	6	6	6	7	8	3	46							
	1	1	1	1	1	1	3	9							
	27	19	26	25	25	30	14	166							
	1	1	1	1	1	1	1	3							
	0	6	3	3	7	0	1	20							
	1	1	1	1	1	1	1	4							
	5	4	4	0	6	7	1	27							
	1	1	1	1	1	1	1	4							
	2	3	1	3	3	6	2	20							
	0	1	1	1	1	0	0	2							
	0	0	0	0	0	0	0	0							
	0	0	0	0	0	0	0	0							
	55	56	53	53	54	62	85	418							
小学校計	1,232	1,264	1,287	1,329	1,338	1,427	394	8,271							

児童生徒総数及び各地区の児童生徒数の推移

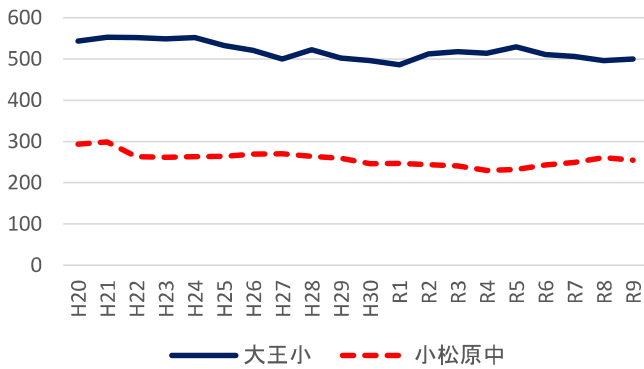
児童生徒総数
(昭和36年度以降)



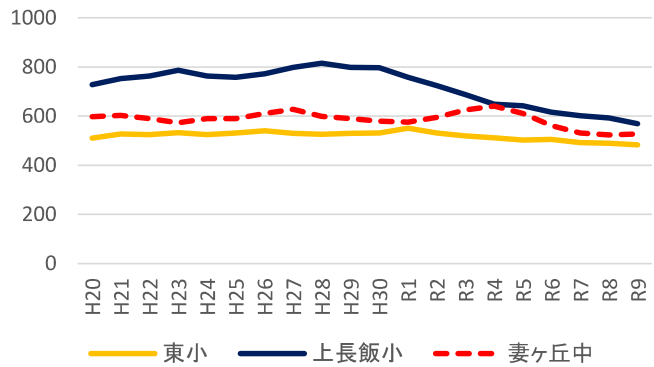
姫城地区



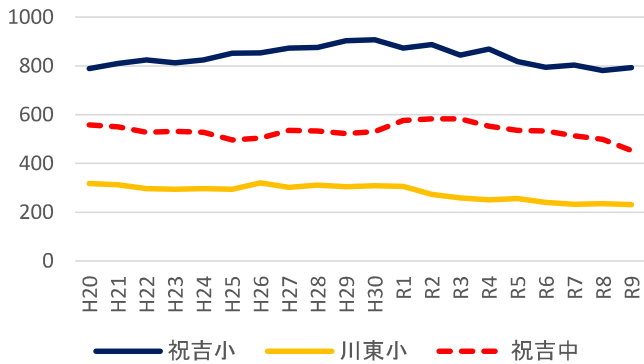
小松原地区



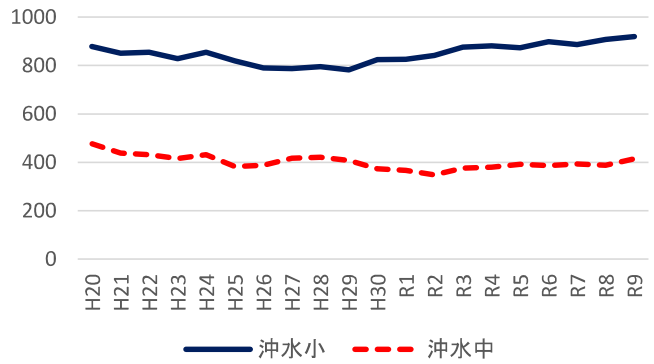
妻ヶ丘地区



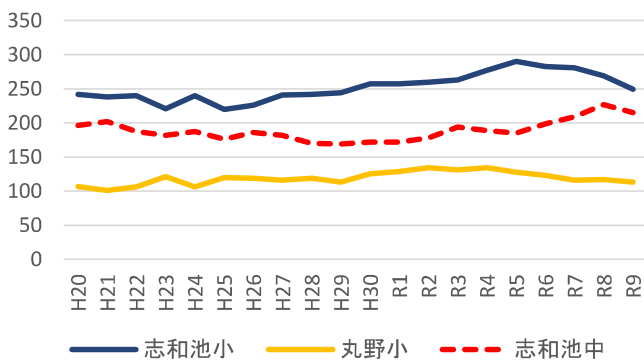
祝吉地区



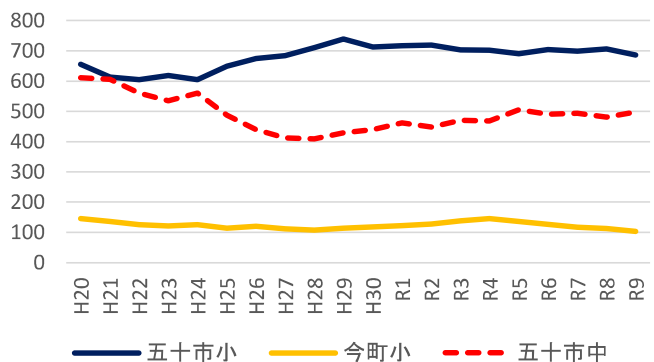
沖水地区



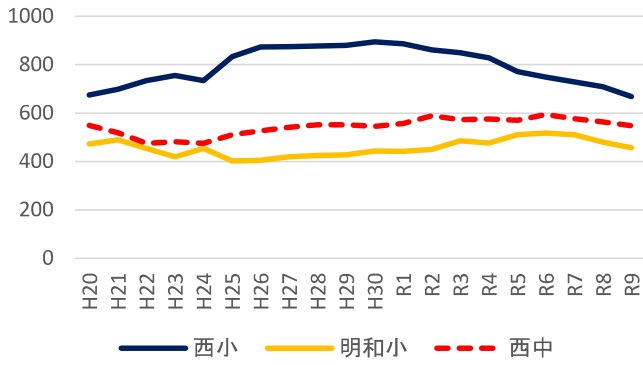
志和池地区



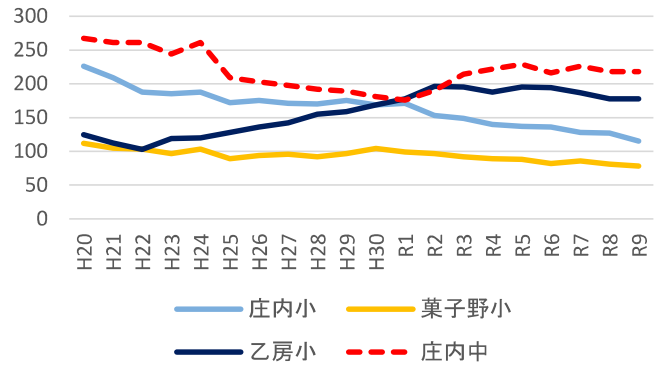
五十市地区



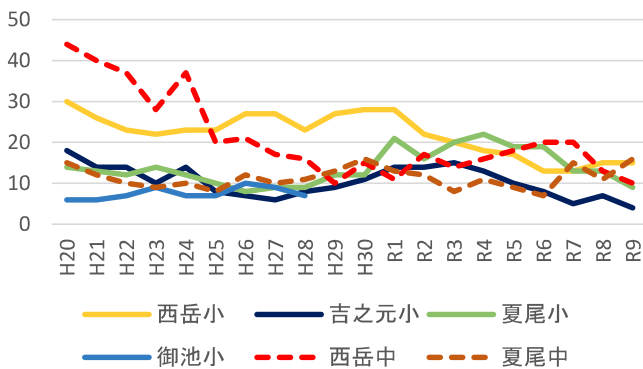
西地区



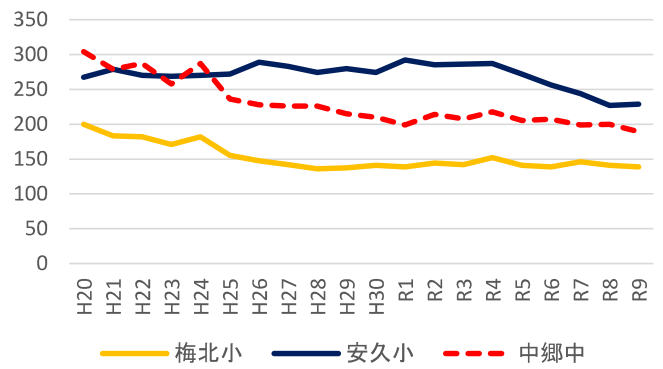
庄内地区



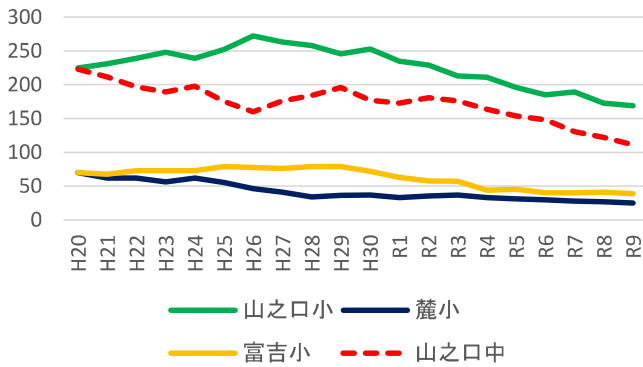
西岳・夏尾地区



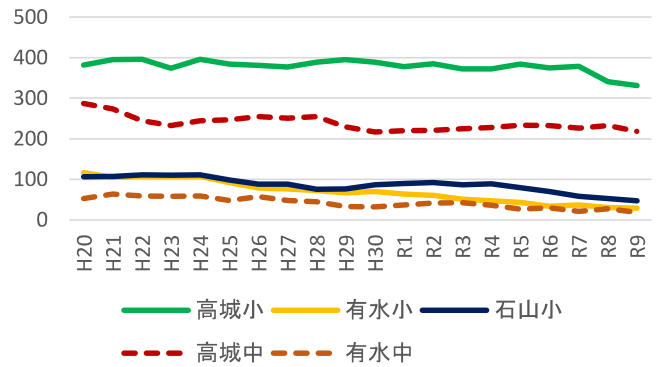
中郷地区



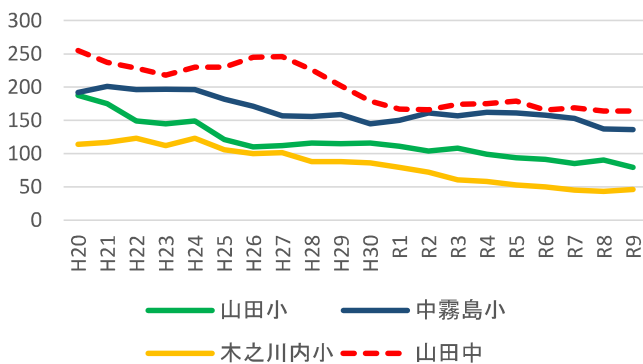
山之口地区



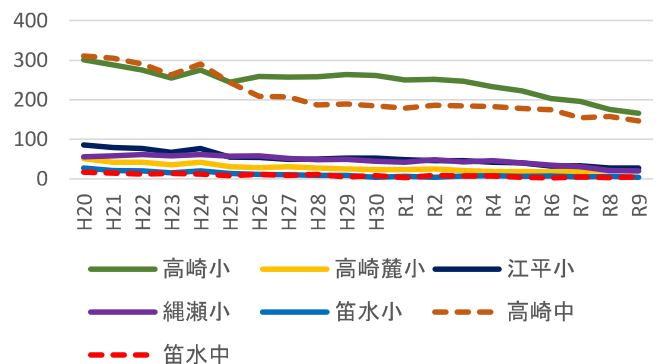
高城・有水地区



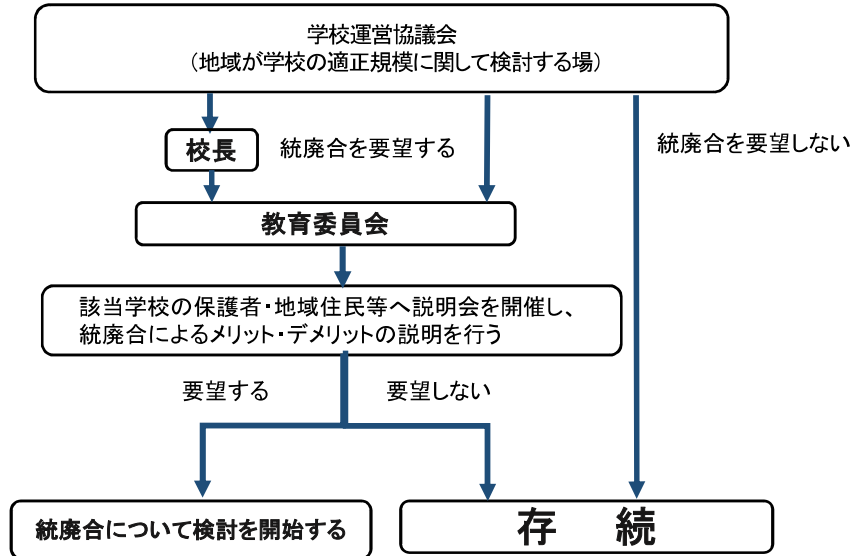
山田地区



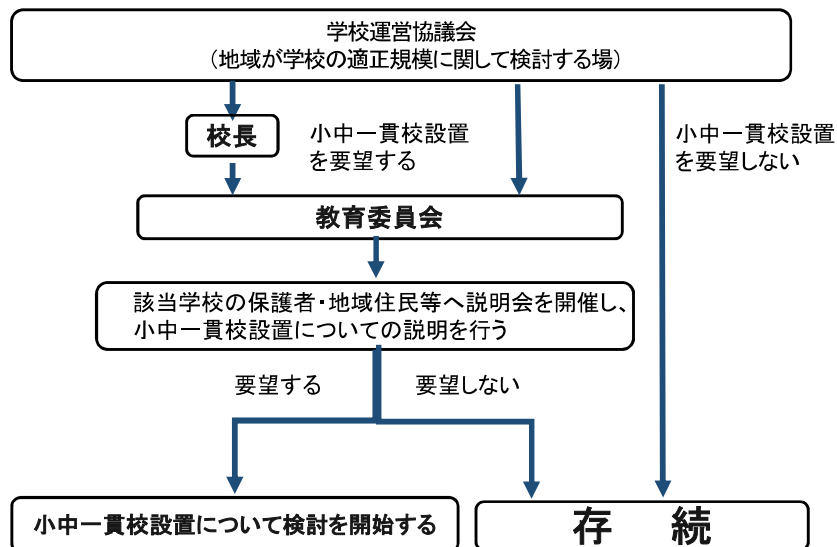
高崎・笛水地区



学校統廃合について



小中一貫校設置について



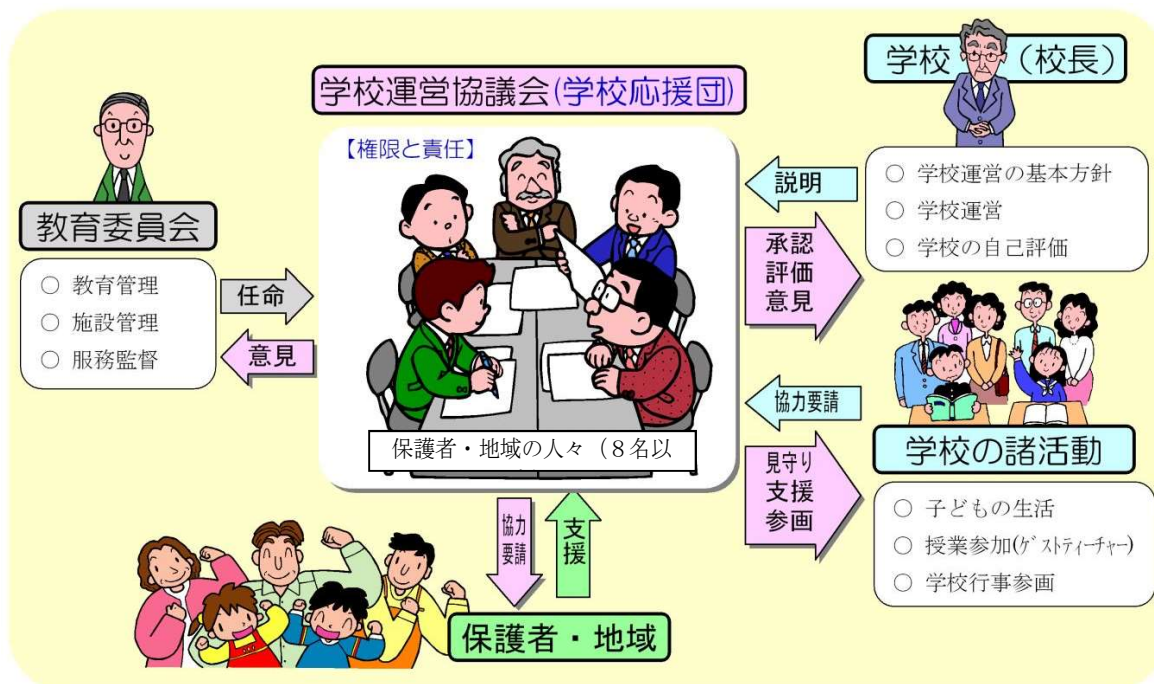
学校運営協議会概要

1 設置の趣旨

都城市においては、学力向上や生徒指導、コンプライアンス、防災教育の推進など、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、一体となって取り組まなければならない課題も多い。

学校は、自らの教育方針や学校経営方針を明確にし、積極的に情報を発信して、保護者や地域住民等の理解を深めることが必要である。そして、学校教育に対する児童生徒、保護者、地域住民等の要望を常に把握し、学校運営や教育内容に反映するよう、継続的に改善を積み重ねなければならない。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校及び校長への支援体制を強化するため、学校運営に関して保護者や地域住民等の参画を求め、意見交換を行う場として設置するものである。

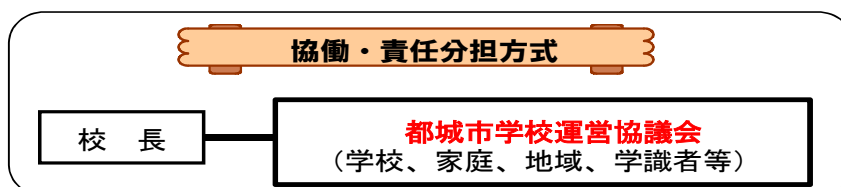


《都城市コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）のイメージ図》

2 協議会の特徴

協働・責任分担方式

「都城市コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」は、下図のとおり、校長のリーダーシップのもと、共に責任と役割を分担していく「協働・責任分担方式」とする。



3 組織

「都城市コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」は、以下のとおり、「委員」と「事務局」によって組織する。

(1) 委員

- 校長主導のもと、地域協働による学校づくりに適任の委員を8名選出する。

- 委員の対象者は、原則として地域在住の方とする。
- 委員は、助言や意見を求める目的を明確に説明した上で、できるだけ幅広い分野から偏りなく選出することが望ましい。

【例】

・ P T A会長、副会長等の「保護者」	・ まちづくり協議会委員
・ 各地区の自治公民館長	・ 小学校管理職（中学校協議会制度）
・ 民生・児童委員	・ 学識経験者（学識経験者は地域在住に限らない）
・ 地区福祉協議会委員高齢者クラブ員	・ 退職校長会員 など

- 協議会への代理出席は認めていないことから、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の委員として従事できるか、また、企業等在職者の場合には、所属長の承諾が必要かなどを事前に確認しておくことが必要である。
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）委員は、学校関係者評価委員を兼ねる。
- 任期は当該年度末までとする。ただし、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の継続性を考慮し、再任を妨げるものではない。

(2) 事務局

- 事務局は、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が円滑に運営され、設置の目的を達成するために、企画・立案・運営等の業務を行う。
- 構成員は、校長及び教頭、教務主任、教務担当等が考えられるが、学校の実情に応じて、数名で構成することとする。事務局の業務は、校務分掌に位置付けることが望ましい。
- 任期は当該年度末までとするが、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の継続性を考慮し、再任を妨げるものではない。